

法定外公共物（水路）の占用に伴う技術基準

令和元年 9 月 1 日

○法定外公共物（水路）の床版設置

宅地等に進入するための水路床版設置については、原則として下記のとおりとする。

1 法定外公共物の管理及び適正な利用のために、次の行為に支障が生じないようこの基準を定める。

- (1) 法定外公共物（水路）に堆積した土砂等、落下物の撤去
- (2) 法定外公共物（水路）に設置した床版の下部の損傷の発見
- (3) その他現場状況に応じ、市長が特に必要であると判断した事由

2 床版下における河積断面を阻害しない構造であること。

3 床版の耐荷重は、下記のとおりとする。

原則としてT-6以上とするが、土地利用状況等により変更することができる。

4 床版設置幅は $W = 3.0$ mを基本とし、原則 $W = 6.0$ mを限度とする。

ただし、住宅等が密集し、一宅地に対して $W = 6.0$ mを許可することで水路自体に十分な開放部分が無くなり、大半が暗きよになる可能性がある箇所については、 $W = 3.0$ mを限度とする。

また、 $W = 6.0$ mを超える乗り入れについては、車両の軌跡図等により必要となる最小限度の乗り入れ幅とするが、 $W = 12.0$ mを超えないものとする。ただし、特に市長が認める場合は、この限りではない。

5 既設水路と床版とは、各々分離した別構造とすること。

水路壁背面に橋座等を設け、床版と水路とを分離すること。既設水路壁に直接過重を掛けてはならない。